



未来のために～みんながやさしさでつながるまち～

習志野市

令和2年4月10日

**認可外保育施設へも利用自粛協力をお願い
～保育料を減免する施設へ補助を実施します！～**

認可外保育施設の感染拡大の防止、機能維持等の観点から、認可外保育施設に対しても、できる限り登園自粛【家庭保育】の協力を依頼します。

また、併せて認可外保育施設が保育料を減免した場合、その全額を認可外保育施設へ助成します。

1 登園(所)自粛依頼期間

4月9日(木)から5月6日(水)

【5月3日～5月6日の日曜・祝日を含む】

※状況に応じて変動する可能性があります。

2 認可外保育施設への補助

4月9日以降の保育料を減免する場合、月額保育料の1/2を上限とし、全額を市から認可外保育施設に対して助成します。

【対象施設】

認可外保育施設

(事業所内保育施設、企業主導型保育事業、居宅訪問型保育事業を除く)

問合せ先

こども部こども保育課

担当：篠宮 淳一(課長)

電話 047-453-5511